

令和6年度 グラウンド開放について（事前に団体登録が必要です。）

1 概要

都立学校開放事業の一環として、都立学校の体育施設を広く開放し、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するための事業です。

なお、使用団体等を調整する必要がある場合、特別支援学校という学校施設の特性を生かし、「障害者団体」に対して優先的に使用を認める場合があります。

2 開放日時

- (1) 開放日 グラウンドの施設開放日として予め学校が指定した日（別紙1のとおり）
- (2) 実施期間 6月上旬から1月中旬まで（1月下旬から5月下旬までは実施しません。）
- (3) 曜 日 日曜日
- (4) 開放時間 半日（3時間）
- (5) 施設開放が出来ない日
 - ア 学校教育活動（学校行事、部活動等）によりグラウンドを使用する日
 - イ 雨が降っている場合。雨が降った後で、グラウンドに泥濘（ぬかるみ）がある場合。
（→ グラウンドが全面芝生となっているため、地面に凹凸ができてしまった場合、レーキやローラー等で地面を平らにならすことが困難なため、ぬかるみがある場合は使用を制限します。）
 - ウ 芝生（高麗芝）の養生期間
 - (ア) 芝生の冬枯れの期間（1月下旬から2月下旬まで）
 - ・・・冬枯れの期間は、芝生が生育しないため、踏圧による擦り切れに回復が追いつかず、芝生が枯損してしまう場合があるため、施設開放は実施しません。
 - (イ) 芝生の新芽の芽出しの期間（3月から5月下旬まで）
 - ・・・新芽の芽出しの期間は、踏みつけによる発芽への影響を避ける必要があるため、グラウンドの施設開放を中止して、芝生の養生を行います。
 - (ウ) 芝生の擦り切れ等の損傷に対応するための芝生の養生（回復）期間。
（芝生の損傷状況によっては、部分的に立ち入り禁止箇所を設定する場合があります。）
 - (エ) 芝生の霜対策を理由とする芝生の養生。（冬期の午前中の立ち入りが不可となります。）

3 利用できる施設

グラウンド 〔付帯施設：屋外トイレ（※ 更衣施設はありません。）〕

※ 本校のグラウンドは、200mトラックの部分以外は、全面に芝生（高麗芝）を張っています。

4 利用できる種目

- (1) 防球ネットの高さの範囲内で活動ができる種目（防球ネットの高さ：6m）
（ボールが防球ネットを超えてしまう恐れのある球技については、近隣にお住まいの方に配慮し、御遠慮いただいております。）
 - ※ 芝生（高麗芝）への負荷等を考慮し、成人（中学生以上）の方等を主な構成員とするスポーツ団体につきましては、施設開放を御遠慮いただく場合があります。

5 団体登録及び使用申込

グラウンドを利用するには、事前の団体登録及び使用申込書の提出が必要です。

詳細については、「（別紙1）令和6年度 グラウンド（体育施設）開放に伴う登録団体の受付等について」を参照してください。

6 その他

- (1) 登録できる団体の要件等は、東京都教育委員会ホームページ〔トップページ>事業内容で探す：生涯学習：学校開放事業（画面の下側）>体育施設開放へ（画面の下側）>都立学校体育施設開放利用について〕を参照してください。
- (2) 施設使用にあたり、登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。

《 お問合せ先 》 〒174-0045 東京都板橋区西台 1-41-10

東京都立志村学園 体育施設開放担当

電話：03-3931-2323 FAX：03-3931-3366

令和6年度 グラウンド開放に伴う登録団体の受付等について

1 グラウンド使用登録団体の受付について

- (1) 受付期間 令和6年3月6日(水)から令和6年3月18日(月)まで
(2) 受付方法 下記の申請書類を郵送、又は本校経営企画室まで持参してください。

ア 申請書類

- ① 「都立学校施設使用団体登録申請書(様式2)」
- ② 「登録団体構成表(様式3)」
- ③ 「都立学校施設使用団体管理指導員 選出届(様式)」

※ 申請書類については、本校経営企画室にて配布します。

- (3) 審査 以下の観点で、登録団体の承認を審査します。

ア 板橋区に在住又は勤務している者10名以上の団体であること

イ 「志村学園グラウンド使用に関するきまり」から逸脱しないこと

- (4) 承認 上記の審査において登録団体と承認された場合には、「施設使用団体登録証」を送付します。

なお、その後も事務手続きが発生する場合があります。

2 グラウンド使用申込の受付について

- (1) 令和6年度グラウンドの施設開放 計画日 ※ 現時点での予定です

	月 日	時 間
1	令和6年 6月 2日(日)	午前9時~12時
2	令和6年 9月28日(土)	午前9時~12時
3	令和6年 9月29日(日)	午前9時~12時
4	令和6年11月 3日(日)	午前9時~12時
5	令和6年12月 1日(日)	午前9時~12時
6	令和6年12月 8日(日)	午前9時~12時
7	令和6年12月22日(日)	午前9時~12時
8	令和7年 1月19日(日)	午前9時~12時

- (2) 申込方法

グラウンド使用登録団体の申請書類と併せて、下記の書類を提出してください。

- ア 提出書類 「都立学校開放施設使用申込書(様式6)」

(3) 使用決定

各団体より使用申込書を受け付けた後、本校開放事業運営委員会で調整の上、決定します。

なお、使用を希望する団体が多数あり、希望が競合した場合は、下記の項目を考慮した上で、原則として、抽選により使用団体を決定します。

(団体間の利用回数に著しい不均衡が出ないように調整を行います。)

ア 使用調整の際は、特別支援学校という学校施設の特性を生かし、「障害者団体」に対して優先的に使用を認める場合があります。

イ 地域スポーツ振興の観点から、地域スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の使用について、可能な限り配慮する場合があります。

ウ 青少年の健全育成を支援する目的で、児童(小学生)等を主な構成員とする地域青少年スポーツ団体の使用について配慮をする場合があります。

エ 芝生(高麗芝)への負荷等を考慮し、成人(中学生以上)の方等を主な構成員とするスポーツ団体につきましては、施設開放を御遠慮いただく場合があります。

(4) その他

グラウンドの使用が決定した場合でも、本校の学校活動及び施設設備の点検整備等の都合により、事前に使用をお断りする場合があります。予め御了承ください。

また、下記の場合については、グラウンドの施設開放を中止します。

ア 雨が降っている場合。

イ 雨が降った後で、グラウンドに泥濘(ぬかるみ)がある場合

(→グラウンドが全面芝生となっているため、地面に凹凸ができてしまった場合、レーキやローラー等で地面を平らにならすことが困難なため、ぬかるみがある場合は使用を制限します。)

ウ 芝生の擦り切れ等の損傷に対応するための芝生を養生する必要がある場合。

《 お問合せ先 》

〒174-0045 東京都板橋区西台 1-41-10

東京都立志村学園 体育施設開放担当

電話：03-3931-2323 FAX：03-3931-3366